

平成24年度発注工事における総合評価の評価基準等について

◆適用時期

平成24年4月1日以降に公告する工事より適用

◆問い合わせ窓口

○中部地方整備局港湾空港部：nyuusatsu@pa.cbr.mlit.go.jp（担当：品質確保室）

○本資料に対する質問と回答は中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html>）に掲載します。

- 個別案件毎の詳細は入札説明書を参照してください。
- 公表内容は予告なく変更する場合がありますので、随時ご確認ください。

平成24年3月21日
中部地方整備局 港湾空港部

平成24年度発注工事における総合評価落札方式の評価基準等の見直しの概要

I. 企業及び技術者の能力

1. 企業の施工能力

1) 同種・類似工事の施工実績の評価方法の見直し

- ・中部地方整備局管内における施工実績と他地整・他省庁・公団等における施工実績を同等に評価する。

2) 優良工事表彰の評価方法の見直し

- ・局長表彰の評価と事務所長表彰の評価に評価差を設定する。

2. 技術者の能力

1) 同種・類似工事の施工実績の評価方法の見直し

- ・監理（主任）技術者の経験と現場代理人の経験を同等に評価する。
- ・中部地方整備局管内における施工実績と他地整・他省庁・公団等における施工実績を同等に評価する。

3. 地域貢献度

1) ボランティア活動実績

- ・国や地方公共団体（港湾管理者・自治会を含む）が主催又は後援する港湾・海岸に関するボランティア活動への参加実績（4回以上）を評価する。

2) 施工実績

- ・中部地方整備局管内における港湾・海岸関係の工事の施工実績を評価する。

II. 標準型の評価方法及び記載方法の見直し

1. 技術提案

1) 有効な工夫の評価基準の明確化

- ・評価項目の内、指定テーマ以外に関する有効な提案を評価する。

2) 提案項目数の絞り込み

- ・評価項目に対し、その目的を達成するための提案を1ページで記載する。

III. 簡易型の評価方法及び記載方法の見直し

1. 評価基準の明確化

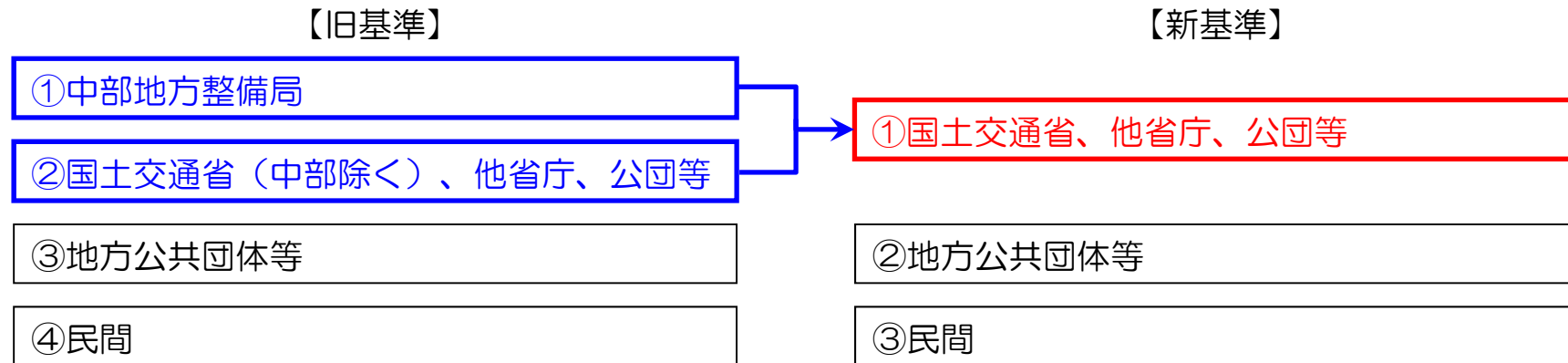
- ・評価基準をより具体化することで、評価の透明性の向上を図る。

Ⅰ. 企業及び技術者の能力

1. 企業の施工能力

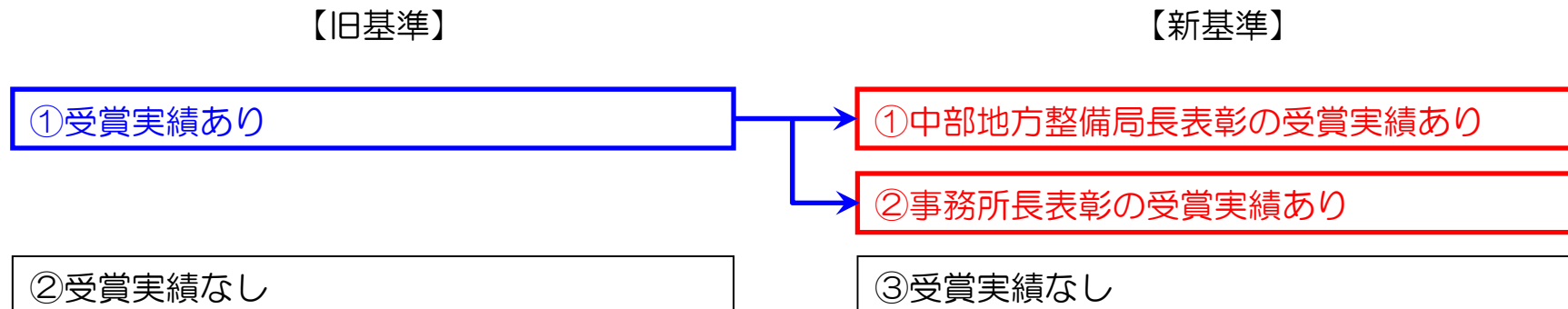
1) 同種・類似工事の施工実績の評価方法の見直し

- **中部地整管内での施工実績を他地整等での施工実績と同等に評価**し、以下に示す発注機関の順序で評価する。



2) 優良工事表彰の評価方法の見直し

- **局長表彰と事務所長表彰を分けて評価**し、以下に示す順序で評価する。



1. 企業及び技術者の能力

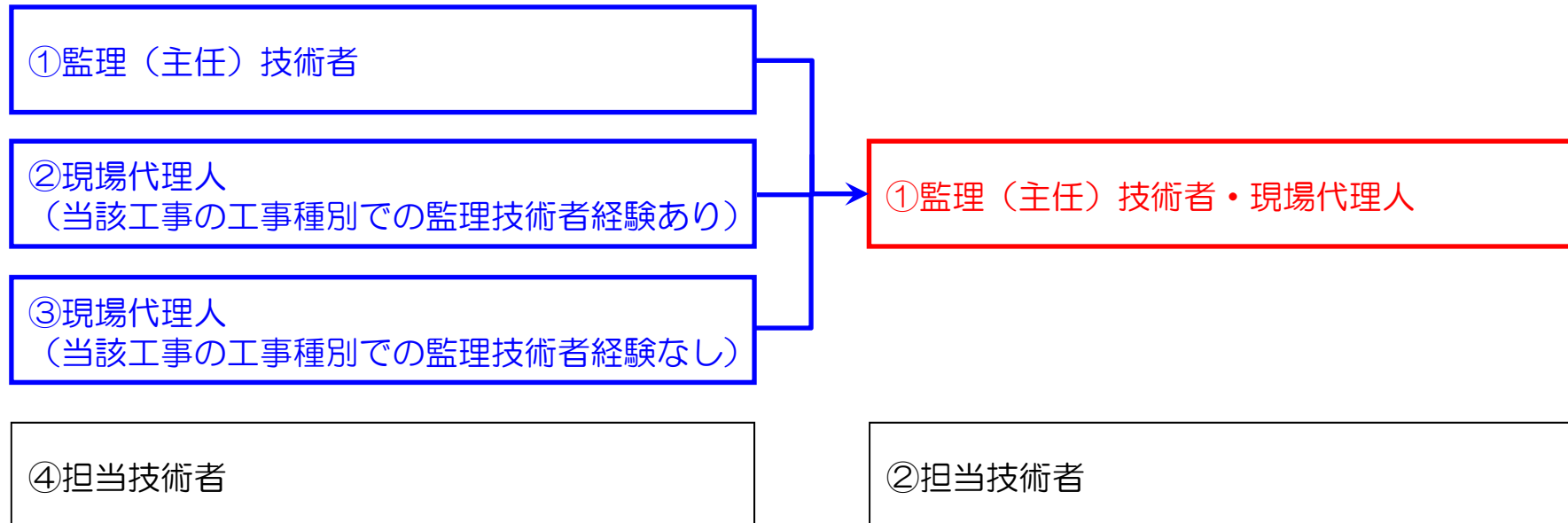
2. 技術者の能力

1) 同種・類似工事の施工実績の評価方法の見直し

- ・ **監理（主任）技術者の経験と現場代理人の経験を同等に評価**し、以下に示す順序で評価する。
- ・ 「企業の施工能力」と同様に、**中部地整管内での施工実績を他地整等での施工実績と同等に評価**する。

【旧基準】

【新基準】



1. 企業及び技術者の能力

3. 地域貢献度

1) ボランティア活動実績

- ・国や地方公共団体（港湾管理者・自治会を含む）が主催又は後援する港湾・海岸に関するボランティア活動への参加実績（4回以上）を評価し、以下に示す順序で評価する。

【旧基準】

①ボランティア活動に対する表彰・感謝状の受賞実績あり

②ボランティア活動に対する表彰・感謝状の受賞実績なし

【新基準】

①ボランティア活動に対する表彰・感謝状の受賞実績あり
または、前年度におけるボランティア活動の実績が4回以上あり

②ボランティア活動に対する表彰・感謝状の受賞実績なし
または、前年度におけるボランティア活動の実績が4回未満

2) 施工実績

- ・中部地方整備局管内における港湾・海岸関係の工事の施工実績を評価し、以下に示す順序で評価する。

【新基準】

①当該区域（※）における施工実績あり

②管内における施工実績あり

③施工実績なし

※当該区域は、愛知県・三重県で施工する工事は愛知県又は三重県、静岡県で施工する工事は静岡県とする。
なお、評価対象は国・地方公共団体及び民間が発注した工事を対象とする。

1. 企業及び技術者の能力

◆総合評価の視点、評価項目及び評価内容（新基準）

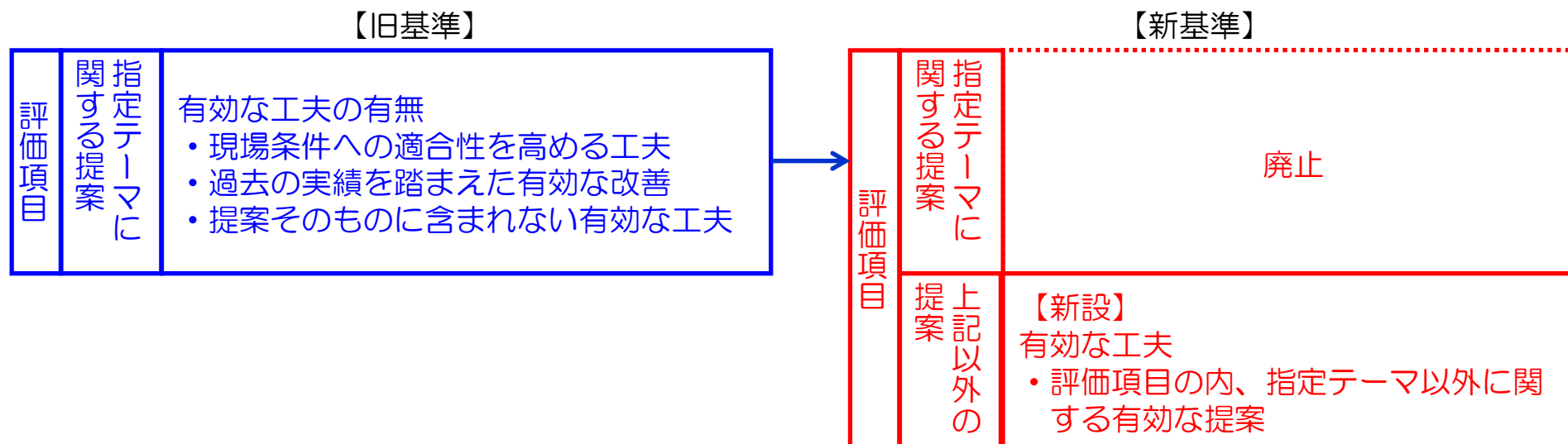
評価の視点	評価項目	評価内容	一般競争入札					
			WTO		拡大	拡大・試行		
			高度技術提案型	標準型	簡易型			
①企業の技術力	工事内容に応じ以下の項目から選定		50	40	評価項目が 2項目：40点 1項目：20点			
	総合的なコストの縮減	<ul style="list-style-type: none"> 効果の程度 効果の裏付けの有無 新技術活用に対する取り組みの有無 有効な工夫 						
	工事目的物の性能・機能の向上							
	社会的要請への対応							
②施工の確実性	簡易な施工計画	<ul style="list-style-type: none"> 工程管理 品質管理又は出来形管理 安全管理又は環境対策 				評価項目数が 3項目：10点又は15点 2項目：5点又は10点		
	配置予定技術者の能力 (ヒアリングを実施)	技術者の専門技術力 <ul style="list-style-type: none"> 関連分野における施工経験や知識量 担当工事における創意工夫の取り組み 	10					
		当該工事の難易度・組織体制 <ul style="list-style-type: none"> 当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度（質疑応答の状況を含む） 課題への対応に関する技術的な裏付け 						
		技術者の技術上のコミュニケーション能力						
	企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績					1.5	1.5
		工事成績					2.0	2.0
		優良工事表彰					1.0	1.0
		安全工事表彰又はその他表彰					0.5	0.5
	技術者の能力	同種・類似工事の施工実績					2.0	2.0
		優良工事技術者表彰	いずれか1項目を評価				0.5	0.5
同種工事の工事成績								
継続教育（CPD）のユニット取得状況		0.5	0.5					
③企業の信頼性・社会性	地域貢献度	災害協定の締結等				1.0	1.0	
		ボランティア活動実績						
		施工実績				1.0	1.0	
④工事の信頼度 【マイナス評価】	安全対策	事故等による安全対策等				-2.0	-2.0	
	不誠実な行為	贈賄及び談合等による指名停止等				-2.0	-2.0	
	工事信頼度	低入札を行った企業の工事成績				-1.5	-1.5	
		低入札工事の工事成績				-1.5	-1.5	
配点合計			60点	40点	30点/50点	15点~25点		

II. 標準型の評価方法及び記載方法の見直し

1. 技術提案

1) 有効な工夫の評価基準の明確化

- 技術提案の効果を高める「有効な工夫」としての評価項目を廃止し、評価項目の内、指定テーマ以外に関する有効な提案を評価する。



2) 提案項目数の絞り込み

- 評価項目に対し、その目的を達成するための提案を1ページで記載することとする。

Ⅲ. 簡易型の評価方法及び記載方法の見直し

1. 評価基準の明確化

- ・ 評価基準をより具体化することで、評価の透明性の向上を図る。

【新基準】

◆基準①

評価基準	備考
以下の順序で評価を行う	
①【◎】：工事内容及び現場条件を踏まえた具体的な記載がある	評価項目数が 3項目：15点 2項目：10点
②【○】：工事内容及び現場条件を踏まえた記載があるが、記載内容の一部に具体性が欠ける	
③【△】：工事内容及び現場条件を踏まえた記載がない	
④【×】：以下に該当する場合は、不適切と判断する。 ・ 記載内容が工事内容や現場条件と整合が図られていない ・ 関係法令等を遵守していない ・ 施工計画が白紙又は未提出である ・ 施工計画の内容が求めた要件と違う	競争参加資格なし

◆基準②

評価基準	配点
以下の順序で評価を行う	
①【○】：工事内容及び現場条件を踏まえた記載がある	評価項目数が 3項目：10点 2項目：5点
②【△】：工事内容及び現場条件を踏まえた記載がない	
③【×】：以下に該当する場合は、不適切と判断する。 ・ 記載内容が工事内容や現場条件と整合が図られていない ・ 関係法令等を遵守していない ・ 施工計画が白紙又は未提出である ・ 施工計画の内容が求めた要件と違う	競争参加資格なし

※評価項目とは、工程管理・出来形管理（又は品質管理）・安全管理（又は環境対策）から選定する施工計画書の作成対象項目で、案件毎に入札説明書に記載する